

背景・動向

森林・林業基本計画

○森林・林業基本法に基づき、国が森林・林業施策の基本方針を定めるもの。20年程度を見通して定めるものであるが、情勢の変化等を踏まえ概ね5年毎に変更。（現行計画：平成28年5月24日閣議決定）

○森林の多面的機能の発揮に関する目標（森林の区分に応じた誘導の考え方）

【育成単層林（スギ・ヒノキ人工林等）】

- ・林地生産力が高く、傾斜が緩やかな場所に位置するものは、木材等生産機能の発揮を期待する育成単層林として確実に維持し、資源の充実を図る。
- ・急傾斜の森林又は林地生産力の低い森林は、**育成複層林（針葉樹・広葉樹の混交林等）に誘導***する。

【育成複層林（針葉樹・広葉樹の混交林等）】

- ・公益的機能の発揮のため、引き続き**育成複層林として維持**することを基本とする。

【天然生林（シイ・カシ・ブナ・竹林等）】

- ・公益的機能発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林や、継続的な資源利用が見込まれる広葉樹林等の森林は、更新補助作業等により**育成複層林に誘導**する。
- ・その他の森林は、天然生林として維持する。

	H27年 (現況)	目標とする森林の状態			指向 状態 (参考)
		H32年	H37年	H47年	
森林面積(万ha)					
育成単層林	1,030	1,020	1,020	990	660
育成複層林	100	120	140	200	680
天然生林	1,380	1,360	1,350	1,320	1,170
合計	2,510	2,510	2,510	2,510	2,510
総蓄積(百万m³)	5,070	5,270	5,400	5,550	5,590

○集落からの距離が近いなど木材生産に適した森林については育成単層林として整備を進めるとともに、公益的機能の一層の発揮を図るため自然条件等を踏まえつつ育成複層林への誘導を推進

〔指向状態〕
機能発揮に必要な森林の面積・蓄積・成長量が確保され、安定的に推移する状態

森林経営管理法

○市町村が、経営管理権集積計画を定め、森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は経営管理実施権を民間事業者に設定する等の措置を講ずることにより、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図り、もって林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資することを目的。

○法の概要（施行期日：平成31年4月1日）

【森林所有者の責務の明確化】

- ・森林所有者は、適時に伐採、造林又は保育等を実施することにより、自然的経済的社会的条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行わなければならない。

【森林経営管理の仕組み】

- ・森林所有者の委託を受けて伐採、販売、造林、保育等の**経営管理権を市町村が取得できる**よう措置。
- ・意欲と能力のある林業経営者に対して、市町村が経営管理実施権を設定できるよう措置。
- ・自然的条件に照らして**林業経営に適さないもの等について、市町村自ら経営管理できる**よう措置。

※育成複層林に誘導

【所有者不明森林に係る措置】

- ・森林所有者の全部又は一部不明のものについて、一定の手続きにより市町村に経営管理権を設定することを可能とする措置を講ずる。

森林環境譲与税（仮称）

○市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の**森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならない。**（平成31年度から譲与）

【使途（林野庁例示）】

- ・**私有林人工林の整備、里山林・竹林の整備、**公有林・財産区有林の整備、林道・林業専用道等の整備・維持修繕、林業後継者の育成、林業機械等の導入、木造建築物の整備・内装木質化、木造・木質化に取組む民間事業者への支援 など

★★ 府及び市町村が主体となり、連携・協調して府域の森林の保全・整備を進める必要 ★★

森林整備指針（仮称）の策定

【目的】府域の森林を対象に、将来の望ましい森林の姿を示すとともに、それを実現するための「森林整備指針（仮称）」を策定する。

【内容】府域における森林の区分や立地条件等を明らかにする情報を整理。（スギ・ヒノキ人工林、竹林、広葉樹林、地形、地質、路網配置、利用形態など）
森林の区分や立地条件等に応じた、望ましい森林の将来像を提案。（急傾斜地など林業経営に適さない人工林の混交林誘導、集落周辺に拡大する竹林の除去・樹種転換など）
望ましい森林の実現に向けた、整備手法等を提示。（スギ・ヒノキ人工林の強度間伐による複層林誘導、竹林や天然生林の伐採・更新補助など）

【行程等】森林審議会への諮問（7月下旬）、審議会での検討・答申（9月～1月）、パブリックコメント（2月）、策定（3月）

【その他】人工林を対象にした「大阪府放置森林対策行動計画（H19～H28年度）」の実施状況等も踏まえ検討を進める。

森林経営管理制度(新たな森林管理システム) について

～林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立に向けて～

平成30年6月

林野庁

狙い① 森林経営管理制度（新たな森林管理システム）とは

経営管理が行われていない森林について
市町村が仲介役となり森林所有者と
林業経営者をつなぐシステムを構築し
担い手を探す



森林所有者

市町村

林業経営に
適した森林

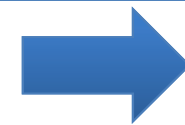


経営管理を
再委託



意欲と能力のある
林業経営者

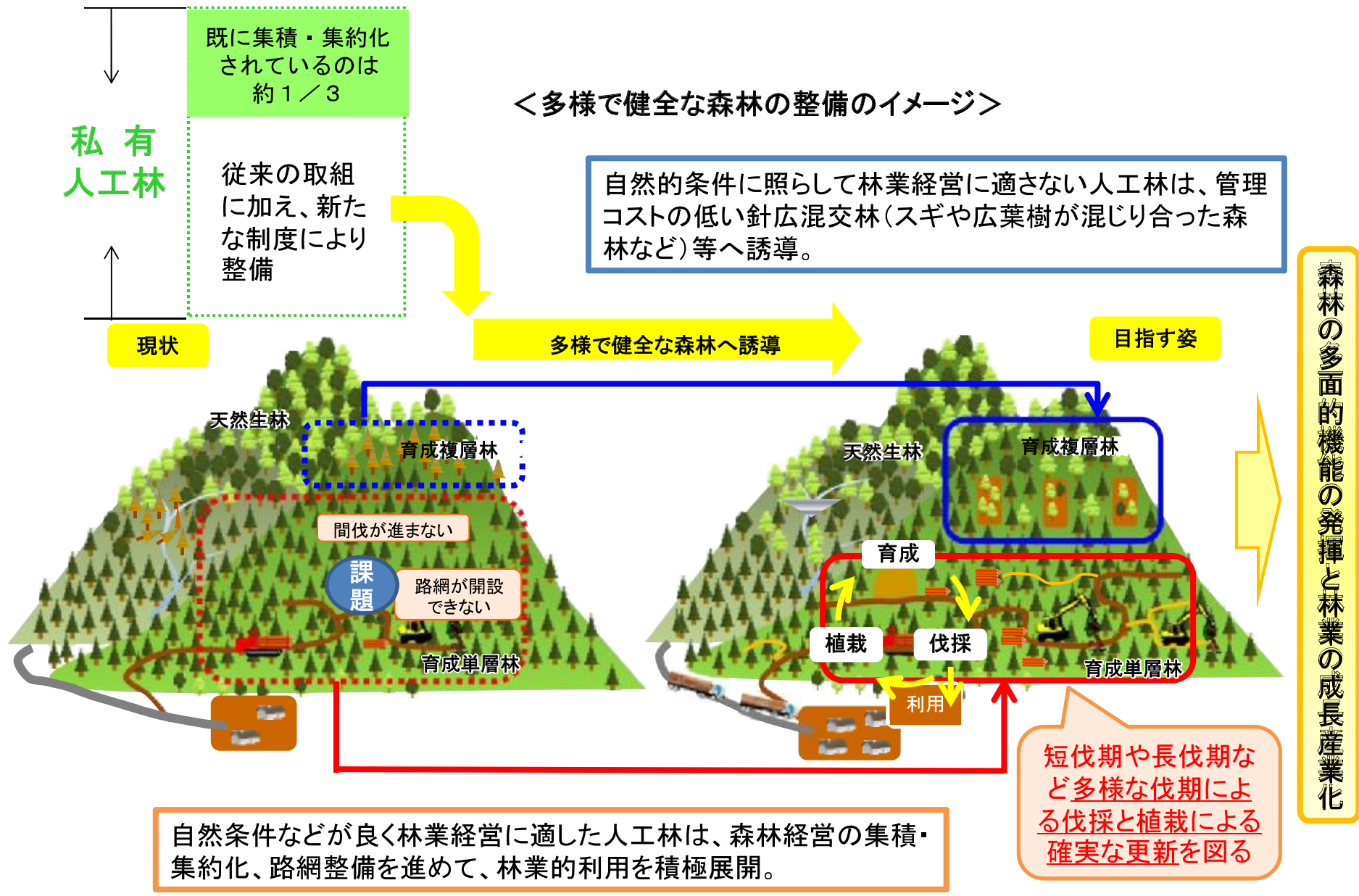
林業経営に
適さない森林



市町村が自ら管理

併せて、所有者不明森林の問題
にも対応

狙い② 森林の経営管理の現状と将来像

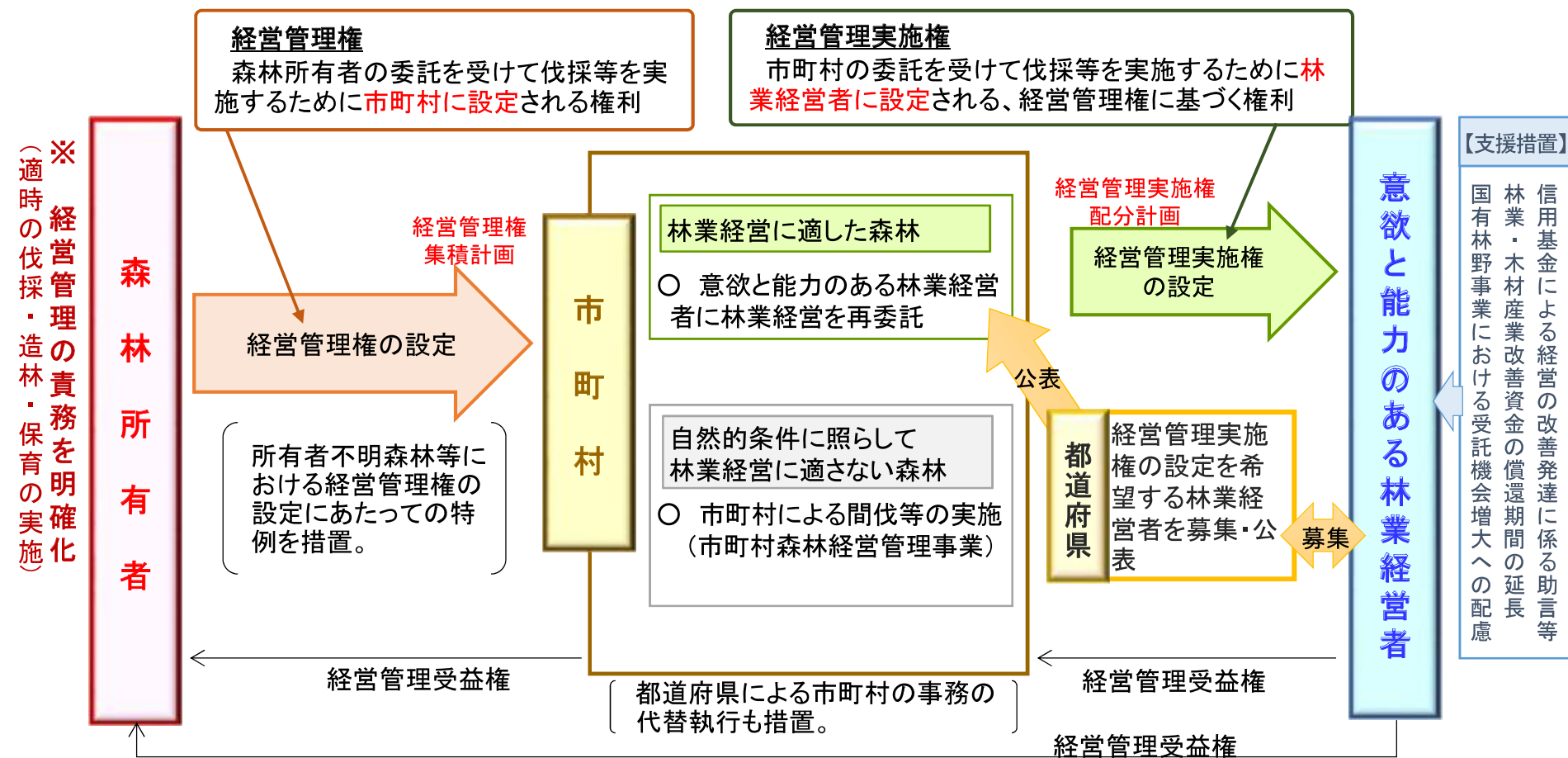


狙い③ 森林経営管理制度により期待される効果

<p>市町村 (地域全体)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 林業経営が可能であるにもかかわらず、経営管理されずに放置されていた森林が経済ベースで活用され、<u>地域経済の活性化に寄与。</u> ○ <u>間伐手遅れ林の解消や伐採後の再造林が促進され、土砂災害等の発生リスクが低減し、地域住民の安全・安心に寄与。</u>
<p>森林所有者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が介在してくれることにより、<u>長期的に安心して所有森林を任せられる。</u> ○ 意欲と能力ある林業経営者が、所有森林の経営管理を行うことにより、<u>所有森林からの収益の確保が期待</u>できる。
<p>地域の 林業経営者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>多数の所有者と長期かつ一括した契約が可能となり、経営規模や雇用の安定・拡大につながる。</u> ○ これまで手がつけられなかった<u>所有者不明森林も整備が出来るようになり、間伐等の施業や路網の整備が効率的に実施</u>できる。

森林経営管理制度（新たな森林管理システム）の概要

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施



森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設。

<基本的な枠組み>

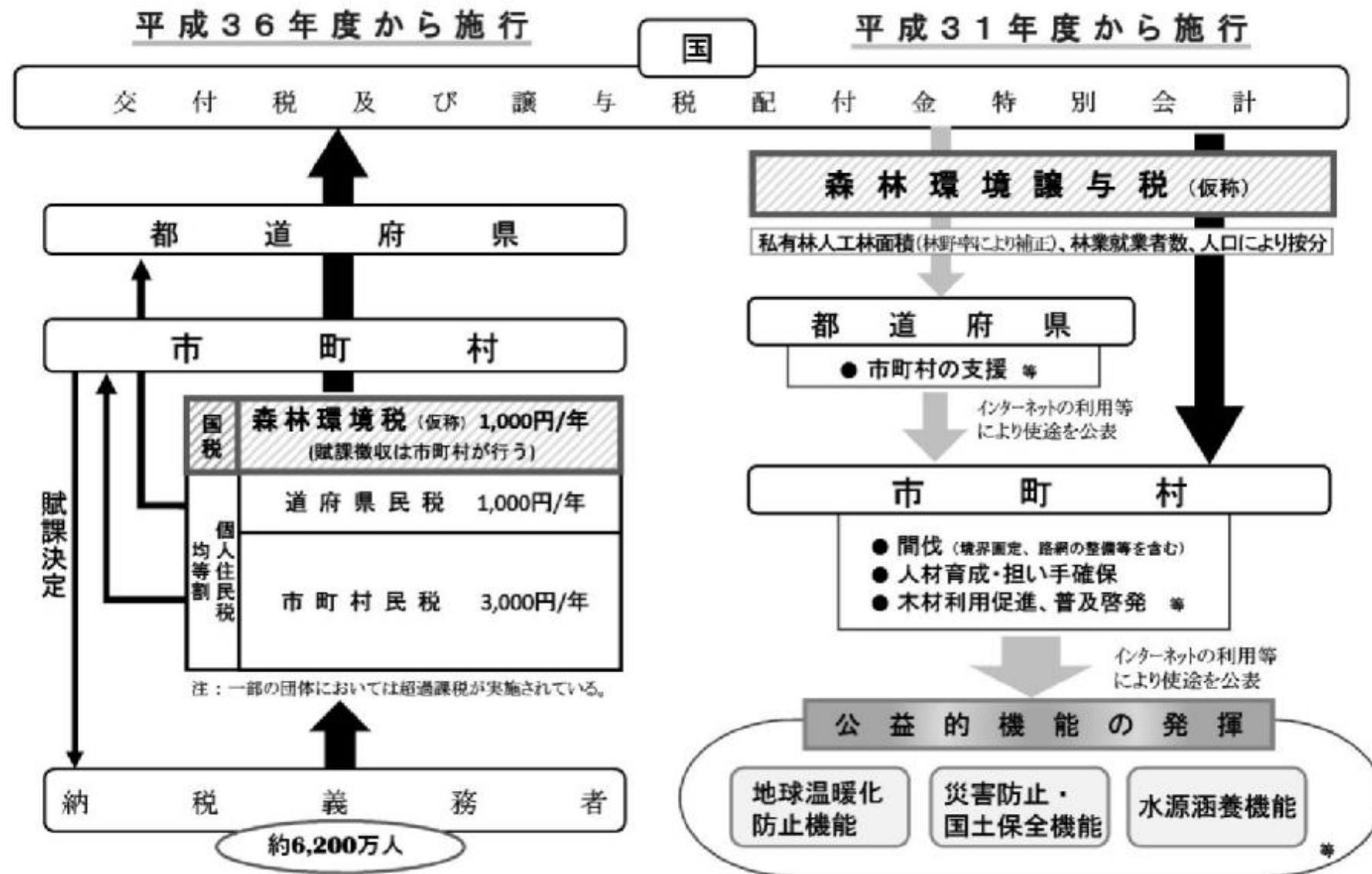
- ・ 森林環境税(仮称)は国税とし、都市・地方を通じて、国民一人一人が等しく負担を分かち合って、国民皆で森林を支える仕組みとして、個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が個人住民税均等割と併せて賦課徴収。
- ・ 森林環境税(仮称)は、地方の固有財源として、その全額を、譲与税特別会計に直入した上で、市町村及び都道府県に対して、森林環境譲与税(仮称)として譲与。森林環境譲与税(仮称)については、法令上用途を定め、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならないものとする。

<時期及び規模等>

- ・ 森林環境税(仮称)については、消費税率10%への引上げが平成31年10月に予定されていることや、東日本大震災を教訓として各地方公共団体が行う防災施策に係る財源確保のための住民税均等割の税率の引上げが平成35年度まで行われていること等を考慮し、平成36年度から課税。税率は、新たな森林管理制度の施行後において追加的に必要となる事業量や国民の負担感等を勘案し、年額1,000円とする。
- ・ 一方で、森林現場における諸課題にはできる限り早期に対応する必要があり、新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税(仮称)の譲与は、平成31年度から行う。
- ・ 平成35年度までの間における譲与財源は、後年度における森林環境税(仮称)の税収を先行して充てるという考え方の下、暫定的に譲与税特別会計における借入により対応。市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定しつつ、借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をもって確実に償還。

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計イメージ

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み



譲与基準等について

譲与割合 : 市町村90/100、都道府県10/100^(注)

(注)経過措置として、平成31年度～平成44年度までの間の譲与割合は下表のとおり。

	市 町 村	都 道 府 県
平成31年度～平成36年度まで	80/100	20/100
平成37年度～平成40年度まで	85/100	15/100
平成41年度～平成44年度まで	88/100	12/100

譲与基準 : 市町村・都道府県共通で、以下の基準で按分して譲与^(注)

(注)都道府県分については、管内市町村の譲与基準の数値を積み上げた合算値で按分

$$5/10\text{の額} \quad \boxed{\text{私有林人工林面積}} = \boxed{\text{私有林人工林面積 (注)}} \times \boxed{\text{補正率}}$$

(注)
森林資源現況調査に基づく数値。
2020年農林業センサスから私有林人工林面積を同統計で調査することにしており、その場合、以降のデータはセンサス結果を使用する方向で検討。

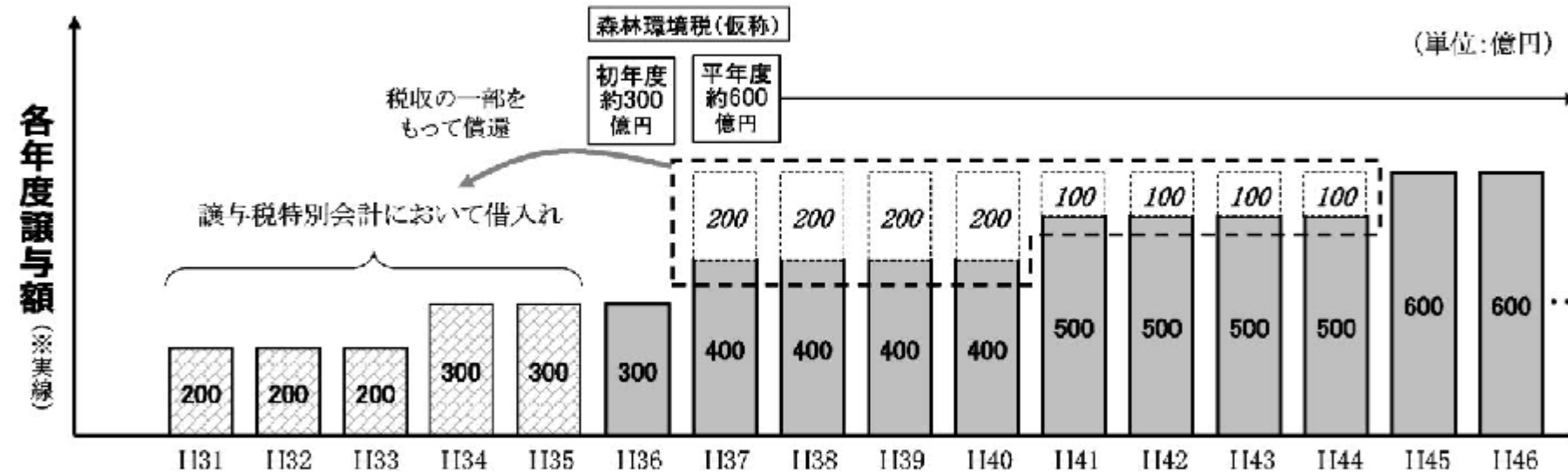
林野率85%以上の団体	1.5
林野率75%以上85%未満の団体	1.3

$$2/10\text{の額} \quad \boxed{\text{林業就業者数}} = \boxed{\text{林業就業者数 (国勢調査)}}$$

$$3/10\text{の額} \quad \boxed{\text{人 口}} = \boxed{\text{人 口 (国勢調査)}}$$

森林環境譲与税(仮称)の各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)
- 用途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定。



市町村: 都道府県の割合	80 : 20					85 : 15					88 : 12				90 : 10	
【市町村分】	160	160	160	240	240	240	340	340	340	340	440	440	440	440	540	→
【都道府県分】	40	40	40	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	→

市町村分

- 50% : 私有林人工林面積 (※林野率による補正)
- 20% : 林業就業者数
- 30% : 人口

都道府県分

- 市町村と同じ基準

※税収は粗い見込み値であり、計数全般について借入金利息を勘案していない。

※課税開始初年度である平成36年度は、市町村への納付・納入が行われるのが6月以降であり、都道府県を経由して国の譲与税特別会計に払い込まれるまで時間を要すること等から、平年度化後の税収(約600億円程度)の概ね半分の約300億円の譲与額となることを見込まれる。